

最高裁秘書第3907号

令和7年12月10日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長

苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

新任の地家裁所長に対し、最高裁に赴いて所長レクを受けるように連絡した際の文書（直近の事例に関するもの）

(2) 苦情の申出がされた日

2月14日付け（同月17日受付）

2 答申番号

令和7年度（最情）答申第45号

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）